

第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって

平成11年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図1.1-1に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。

海岸法の改正（平成11年5月28日公布・平成12年4月1日施行）

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和の
とれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針（主務大臣）

美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて

防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和の
とれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本計画（都道府県知事）

環境及び利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める。

策定にあたっては、地域の意見、専門家の意見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映する手続きを導入することとされている。

※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととされている。

図1.1-1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

1.2 海岸法改正の趣旨

海岸法改正の流れ、及び要点を、以下に示す。

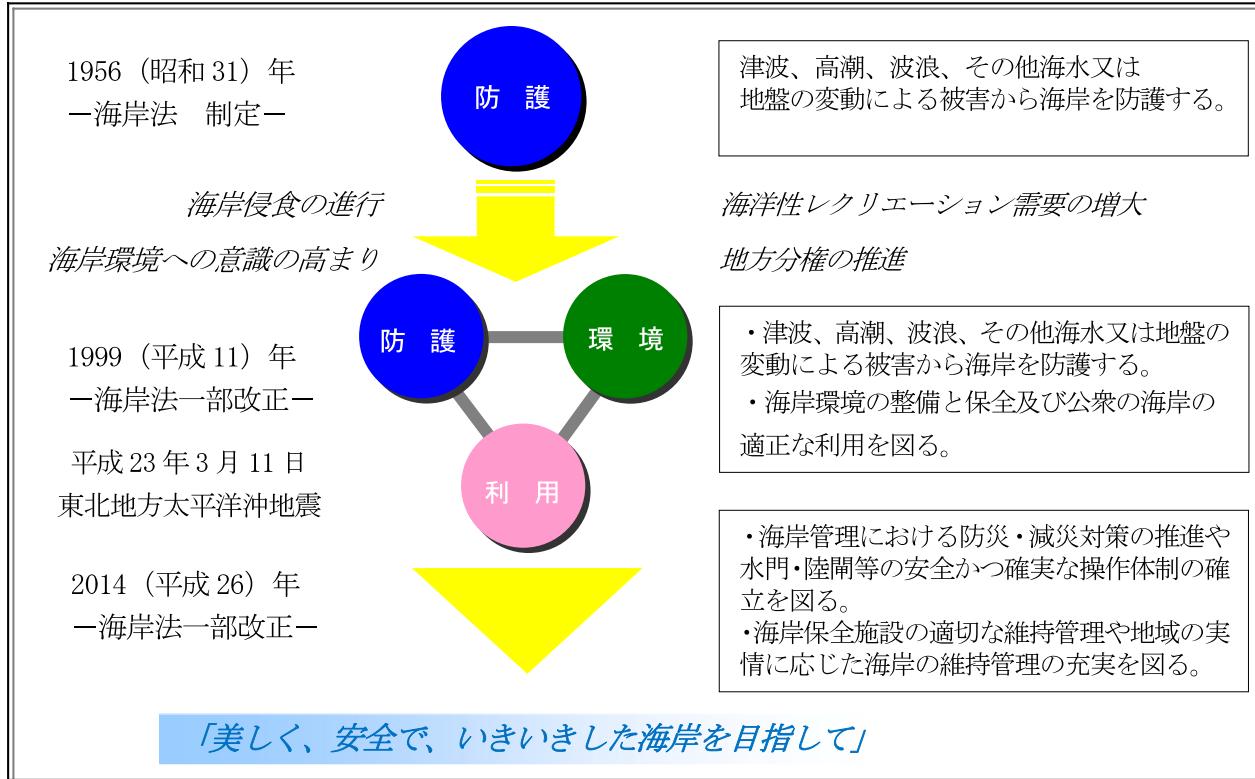


図 1.2- 1 海岸法改正の流れ

平成 11 年海岸法一部改正

<防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設>

- ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。
- ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。

<地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設>

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。

<海岸法の対象となる海岸の拡張>

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。
- ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。

<海岸の適正な保全のための措置の創設>

- ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。

平成 26 年海岸法一部改正

<海岸の防災・減災対策の強化>

- ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。
- ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。
- ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け。
- ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。

<海岸の適切な維持管理の確保>

- ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。
- ・統一的な維持・修繕の基準を策定。
- ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。
- ・海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定。

図 1.2- 2 海岸法改正の要点

1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

海岸の保全に関する基本理念

－「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと－

現状

- ① 我が国は、四方を海に囲まれ、約三万五千キロメートルの入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。
- ② 海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史等を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきた。
- ③ 海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャー・スポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。
- ④ このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進んでいる。
- ⑤ 海岸の汚損や海岸への車の乗り入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損われている。
- ⑥ 價値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

＜海岸の保全に関する基本理念＞

- ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・ 海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

＜海岸の保全に関する基本的な事項＞

1 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・ 自然条件や過去の災害の発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・ 高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等、ソフト面の対策を併せて講じる。
- ・ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナーの啓発活動を推進する。

4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

ア 安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

イ 自然豊かな海岸の整備

- ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

ウ 親しまれる海岸の整備

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。

5 海岸の保全に関するその他の重要な事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組みの推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組みを推進する。
- ・レジャー・スポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

(3) 調査・研究の推進

- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等についての監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下のとおりである。(海岸保全基本方針より抜粋)

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合は、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

(ア)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

(イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

(ウ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

(ア)海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。

(イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

(ウ)海岸保全施設の維持又は修繕の方法：(イ)の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

- (1) 関連計画との整合性の確保：国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靭化に関する計画、地域計画等に関連する計画との整合性を確保する。
- (2) 関連行政機関との連携調整：海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
- (3) 地域住民の参画と情報公開：計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- (4) 計画の見直し：地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

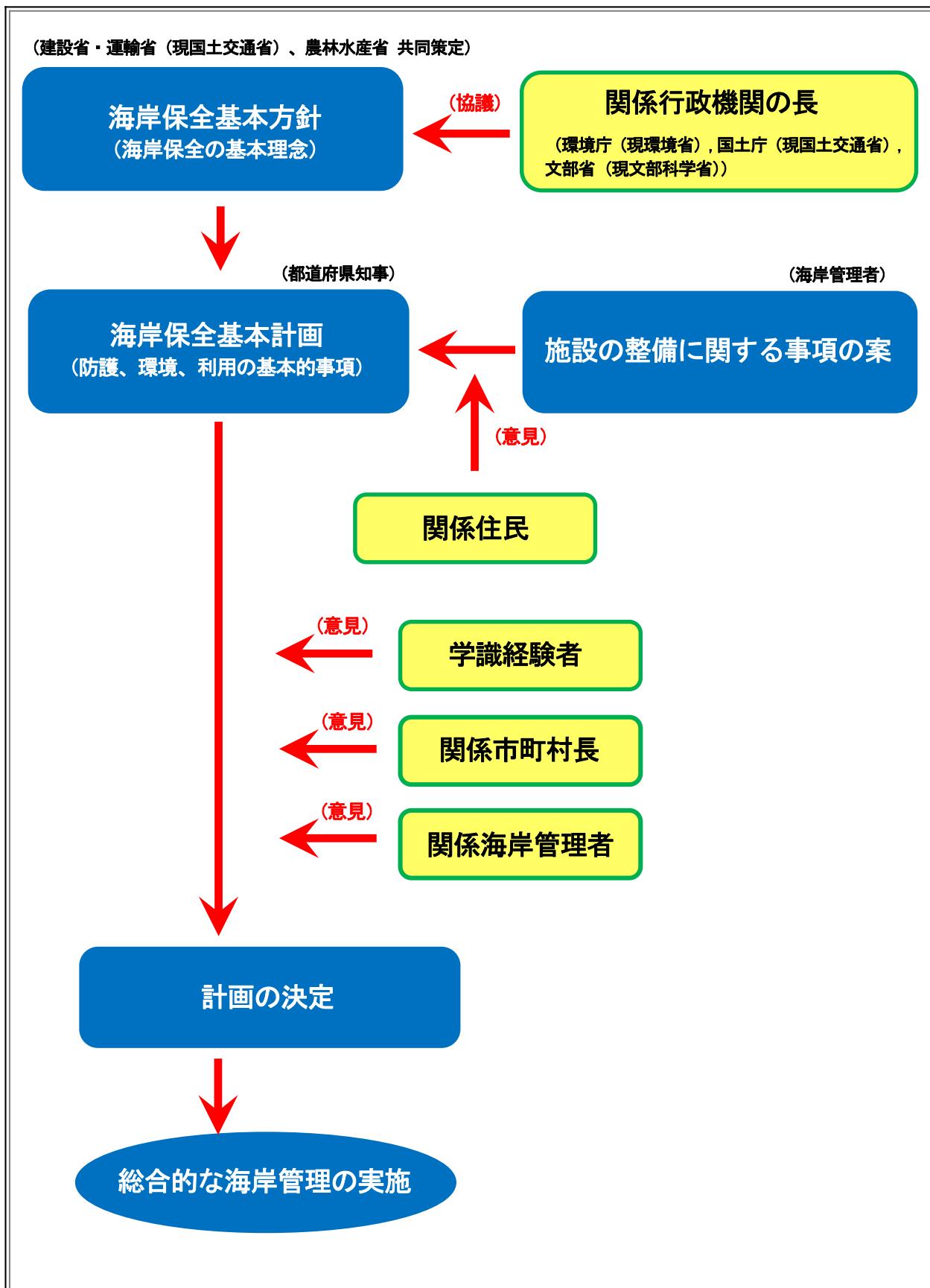


図 1.4-1 海岸保全の計画制度

1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって

平成12年4月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。

国の定めた海岸保全基本方針においては、この基本計画に定める事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全の施設に関する基本的な事項」の2つに大きく分けられている。さらに、この基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」「関係行政機関との連携調整」「地域住民の参画と情報公開」「計画の見直し」が挙げられている。この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するため、神奈川県に係る東京湾沿岸海岸保全基本計画を平成16年8月に策定した。

本沿岸の臨海部には古くから物流、交流、産業等の多様な機能が集積し、東京圏のみならず、我が国の経済社会を支えている。本沿岸には、横須賀港、横浜港や川崎港等日本の物流を担う重要港湾や国際戦略港湾また東京圏の海の食材を担う漁港等が連なっているが、一歩、外湾に出るとそこは別世界の自然と都市が共存した自然海岸が広がり、良好な住宅地であるとともに観光地や海洋レクリエーション利用の場となり、多様化した沿岸である。

こうした本沿岸のこれから海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、国土の保全、水質の改善等、環境問題への対応、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。

一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。

このため、平成26年12月に改正された海岸法施行令や平成27年2月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。

そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。

なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。

また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。